国民年金だより

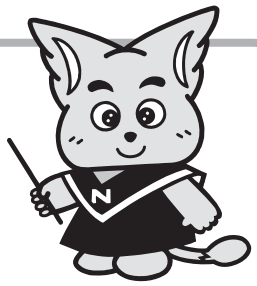

障害基礎年金等を受けている方の現況届について

20歳前の障害による障害基礎年金、障害福祉年金から切り替わった障害基礎年金、母子・準母子福祉年金から切り替わった遺族基礎年金を受けている方は、毎年７月が「現況届」の提出月です。

「現況届」とは、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大切な届です。７月初旬に徳島事務センターから現況届が送られてきますので、同封の説明書をよくお読みのうえ必要事項を記入し、お住まいの市町村役場国民年金担当窓口へ７月31日までに提出してください。

なお、**「現況届」が提出されない場合や、所得の審査ができない場合には、年金の支払いが一時停止することがあります**のでご注意ください。

※障害状態が引き続き障害等級に該当するか確認を必要とする方は、診断書の用紙を一緒にお送りしています。医師の診断を受けていただき、現況届（障害の状態によってはレントゲンフィルム・心電図）と一緒に提出してください。

※加算対象者のいる方については、加算額を引き続き受けるために、生計維持関係の記載をしていただく必要があります。

※平成28年１月２日以降に他市町村から転入した方は、平成28年１月１日現在、住民票がある市町村にて平成27年分所得に関する証明を添付してください。

※他の公的年金・恩給などを受けている人は、同封されている「支給停止額変更届」を記入のうえ、直近の「年金額改定通知書」の写を添えて提出してください。また、新たに他の公的年金を受けられるようになった方は、「支給停止事由該当届」をご提出してください。

●国民年金保険料免除・納付猶予制度について

平成28年７月１日から対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されます。

国民年金保険料を納めることが経済的に難しい場合は、免除・納付猶予制度の申請をご検討ください。

【お問い合せ先】 役場住民生活課 ☎77−3613　由岐支所 ☎78−1111